

○鹿児島県警察会計年度任用職員の任用に 関する訓令（令和2.3.27 鹿児島県警察本部訓令18）

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、鹿児島県警察に勤務する会計年度任用職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で別に定める。

- 2 会計年度任用職員の任期が、前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することがある。

（選考の方法）

第3条 会計年度任用職員の採用に係る選考は、面接、経歴評定その他の適宜の方法による。

- 2 会計年度任用職員の採用に係る選考に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難い場合
- (2) 前年度において設置されていた職で、採用しようとする職と職務の内容が類似するもの（警察本部長が任命権を有していたものに限る。）に就いていた者を採用しようとする場合において、面接及び当該職務の内容が類似する職におけるその者の勤務実績に基づき、能力の実証を行うことができると明らかに認められる場合であって、面接及び当該勤務実績に基づき当該能力の実証を行うとき。

（選考の基準）

第4条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び警察本部長が必要と認める知識、知能、技能、経歴等に置くものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月27日から施行する。
- 2 会計年度任用職員の任用に関し必要な準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。